

平成 25 年 3 月 8 日

東京地下鉄株式会社

当社社員による不祥事について

東京地下鉄株式会社では、当社六本木駅係員が、業務時間中に駅券売機及び改札にてお客様から収受した運賃の一部を複数回にわたり着服していた事実が判明いたしました。お客様から頂戴した収入金に関する不正を行ったことはお客様の信頼を著しく損なうことであり、深くお詫びするとともに再発防止に努めてまいります。

詳細は下記のとおりです。

記

1 概要・経緯

当該駅係員（男性・24歳）は、平成25年2月23日（土）に発生した他の駅係員の金銭を窃盗した件について当社が事情を聴取した際、平成24年6月23日（火）と同年10月24日（水）の二度にわたり六本木駅の券売機から運賃の一部（1回あたり10,000円）を着服したこと、平成24年1月から平成25年2月の間に複数回にわたり、恵比寿駅及び六本木駅改札においてお客様から収受した精算運賃（1回あたり最大2,000円程度）を着服したことを認めました。

2 処分

社内規則に則り、厳正に処分いたします。

3 今後の対策

収入金の取扱いについて再度指導を徹底するとともに、全社員へのコンプライアンス教育を再徹底いたします。

以 上